

自家用自動車管理業における新型コロナウイルス感染症対策に関する指針

令和2年5月25日制定

一般社団法人 日本自動車運行管理協会

会長 大槻 光雄

令和2年4月7日付にて、改正新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき史上初の緊急事態宣言が7都道府県に発令され、4月16日付で対象区域が全都道府県に拡大されました。

当協会といたしましては緊急事態宣言下において、協会会員とお客様との請負契約における責務を果たす為、「従業員の安全・健康の確保」「感染拡大の防止」「事業継続」の方針に基づき、下記のとおり、自家用自動車管理業における新型コロナウイルス感染症対策に関する指針を定めました。是非、本指針の趣旨をご理解の上、ご協力頂きます様、お願い申し上げます。

また、政府からの新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画に沿って対応していただくようご留意ください。

尚、本指針は新型コロナウイルス感染症対策の今後の各地域における感染状況を踏まえ適宜見直します。

記

1. 感染防止対策の徹底

- ① 従業員本人に新型コロナウイルス感染症とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合には、自宅待機させるようにしてください。
- ② 従業員に発熱や風邪の症状がみられるときは、自宅待機させるようにしてください。
- ③ 出社前に検温させるか、出社時に入り口で検温し記録してください。発熱や風邪の症状がみられるときには入室を禁止し、自宅待機、または医師の診断を受けるようにしてください。
- ④ 施設内複数箇所（玄関、会場入口など）に手指の消毒設備を設置してください。
- ⑤ 入館入室時には石鹸による手洗い、手のアルコール消毒を徹底してください。
- ⑥ 室内の十分な換気を徹底してください。部屋の窓が開閉可能な場合、1～2時間程度、窓を全開にして換気を行ってください。
- ⑦ 乾燥しやすい部屋では、加湿器などを使って適度な湿度を保ってください。
- ⑧ 感染防止の観点からマスクまたはフェイスシールドを着用してください。
- ⑨ ヘッドセット、パソコン、キーボードおよびマウスなどを共有する場合にはこまめに薄めた市販の界面活性剤含有の洗浄剤等で消毒・清拭をしてください。
- ⑩ 人と人の距離はできるだけ2メートル（最低1メートル）確保することや座席を一つ飛ばしにする。正面を向き合わないなど、席の配置を見直してください。尚、そのような状況を維持することが困難な場合には、座席はビニールシートやアクリル板などで対面者や隣席との簡易な仕切りを設けるよう努めてください。
- ⑪ デスク、複合機、コピー機、プリンター、電話機など共用する備品や機器、手すり、ドアノブ、エレベータボタンなど多数の人が触れる部分はこまめに薄めた市販の界面活性剤含有の洗浄剤等で消毒・清拭をしてください。
- ⑫ 食堂、休憩室、喫煙室などの共用スペースは座席を減らしたり、昼休み等の休憩時間に幅を持たせたり、必要に応じ使用記録を残し、または使用を禁止するなどしてください。また、定員が定められているスペースを利用する際は、定員の半分での利用としてください。対人距離はできるだけ2メートル（最低1メートル）を確保するよう努めてください。

- ⑬ 食堂、休憩室などにある共用の給湯器、ポット、電子レンジ、冷蔵庫などは使用禁止とするか、こまめに薄めた市販の界面活性剤含有の洗浄剤等で消毒・清拭をしてください。
- ⑭ トイレでは不特定多数が接触する場所はこまめに薄めた市販の界面活性剤含有の洗浄剤等で消毒・清拭をしてください。また、トイレのふたを閉めて汚物を流すよう徹底してください。共有のタオル使用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人でタオル（ハンカチ）などを調達、使用するよう周知徹底してください。ハンドドライヤーについては使用を禁止してください。
- ⑮ ごみの廃棄については、鼻水、唾液などがついたごみはビニール袋に入れて密閉して縛ってください。ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用の上、作業を行い、マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸による手洗い、または手のアルコール消毒を徹底してください。
- ⑯ 車両管理における車の手入れについて、車外においてはドアノブ、ドアモール部分、トランク開閉部分を、車中においてはルームミラー、シフトノブ、エアコンスイッチ、ハンドル、ドアノブ、ウインドウスイッチ、シートベルト、シートベルト脱着部分を水で硬く絞ったタオル、ウエスなどにアルコールスプレーを吹きかけ、ふき取ってください。
- ⑰ 運転席、後部座席のシートにおいてもレザー、ファブリック等の素材、また材質に合わせた清拭、清掃をお願いいたします。
- ⑱ 運転中もマスクを着用し、大声での会話、不要不急の会話についても慎みます様、お願いいたします。
- ⑲ 車内の空調はできるだけ外気導入するか、こまめな車内換気に努めてください。

2. 緊急事態宣言下での事業運営

- ① 情報漏洩などセキュリティ対策を十分に講じた上で、可能であれば在宅勤務への移行の検討・推進をお願いいたします。
- ② 特定拠点に集中することなく、他拠点に業務分散するなど、密集・密接を回避できる運営の検討・推進をお願いいたします。
- ③ 業務内容を見直し、必要に応じて業務の縮小・人員体制の縮小、勤務時間の短縮、夜間・休日の休みなどを行うとともに、お客様には一定期間ご不便をおかけすることを周知し、ご理解に努めていただきます様、お願いいたします。
- ④ 採用選考においては、対面による面接を実施する場合には、人と人の距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）取るようお願いいたします。
- ⑤ 研修・人材育成においては必要最小限にとどめ、集合研修は避け、可能であれば遠隔による講義、面談および自己学習などによる実施をお願いいたします。

- ⑥ 社内・社外での会議・ミーティングでは人が集まる形を避け、対面による会議・ミーティングを実施する場合には、人と人の距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）取るようお願いいたします。

3. 従業員への適切な配慮および雇用の維持

- ① 新型コロナウイルス感染症に不安を感じる従業員に関しては、自宅待機、在宅勤務、時差出勤、時短勤務、シフト調整、特別休暇などの対応をお願いいたします。
- ② 有期契約社員、非常勤契約社員の方々を含め、従業員が休みやすい環境整備をお願いいたします。
- ③ 介護や子供の世話が必要な従業員の方々や休みやすい環境整備をお願いいたします。
- ④ 妊娠中や高齢者、基礎疾患を有する従業員の方々の就業について配慮をお願いいたします。
- ⑤ 障害者の方々の雇用の安定に向けた配慮、および外国人労働者の方々についても日本人と同様の配慮をお願いいたします。
- ⑥ 事業継続に向けた資金繰り支援の活用と雇用調整助成金の特例措置を活用していただき、従業員の雇用維持に努めるようお願いいたします。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に感染したものの、新型コロナウイルス感染症から回復した従業員が差別されるなどの人権侵害を受けることが無い様、配慮をお願いいたします。

4. 自家用自動車管理業の従業員の皆様へのお願い

自家用自動車管理業はその委託先において特定された従業員のみが出入りでき、不特定多数の人と接触する職場ではございません。その為、自家用自動車管理業に従事する皆様一人ひとりの意識や行動が委託先での感染拡大防止のカギを握っています。緊急事態宣言下においては政府や地方自治体の要請に従って頂きます様、宜しくをお願いいたします。

- ① 待機場所（食堂、休憩室等の共有スペース、その他）待機控室においても、感染防止対策の徹底（前述1. 感染防止対策の徹底を参考）をお願いいたします。
 - ・入退室の前後、こまめな石鹸による手洗い、または手のアルコール消毒の励行。
 - ・共有する物品（テーブル、机、椅子）は定期的に清拭、消毒。
 - ・窓があれば窓を開けるなど、常時換気することに努める。

- ② 常日頃より、多数の者が利用する施設・店舗、多数の者が集まるイベント、または多数の者が集まる時間帯など感染リスクが高い環境へは近づかないようお願いいたします。
- ③ 日々の自己管理を徹底（栄養バランスのとれた食事、適度な運動、良質な睡眠の確保）し、体調に異変等、心配事があればすぐに上司の方や会社に相談するようお願いいたします。

5. 自家用自動車管理業を利用されるお客様へのお願い

- ① 人命保護と感染拡大防止を最優先とし、委託業務の内容を精査し、委託先の状況を確認の上、業務発注をお願いいたします。
- ② 人命保護と感染拡大防止を最優先とし、委託業務の内容について委託元と協議し情勢変化に弾力的に対応した業務運営を図られますようお願いいたします。
- ③ 委託元の従業員の生活保障と雇用継続の安定的な実現のために、委託先、委託元の一方に負担が偏重することなく、双方協議による配慮をお願いいたします。

以上